

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 第2弾

飯田市持続化支援給付金(新規創業者向け)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい社会情勢のなか、市内で創業した事業者に対して、**個人事業者等には5万円、法人には10万円**を交付します。

- 2020年1月1日から緊急事態宣言が発令された4月7日までの間に事業を開始した事業者で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら事業を継続する事業者が対象となります。

受付
期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)まで

申請
方法

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、申請書類は原則、郵送で提出してください。

【送付先】

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 飯田市産業振興課 持続化支援給付金担当 行

- ※ 市役所へ直接お越しの際は、マスクを着用のうえ、1階の総合案内横「助成金専用受付ボックス」へご投函ください。
(受付ボックス設置時間 平日 8:30~17:15)

申請書や申請要領は
飯田市ホームページから
ダウンロードできます。

対象者

- 今後も事業継続の意思があり、以下の項目すべてを満たす市内の中小企業者等
- ・ 2020年1月1日から4月7日までの間に市内で事業を開始した事業者で、60日以上
の事業実績を有している者
 - ・ 個人事業者の場合は、市内に事業所を構え事業を営んでいる者
 - ・ 法人の場合は、市内に本社又は事業所を有する者
- ※ 市税等に滞納がある方には、給付金を交付できない場合があります。
※ 飯田市持続化支援給付金(全業種向け)及び飯田市持続化支援特別給付金(宿泊業者
等向け)と、重複して申請できません。

給付額

個人事業者等 5万円 法人 10万円
※ 交付回数は1事業者につき1回までです。

申請に必
要な書類

※詳しくは裏
面のチェック
シートをご確
認ください

- ① 交付申請書
- ② 誓約書及び同意書
- ③ 2020年1月1日から4月7日までの間に事業を開始したことがわかる書類
個人事業者は開業届の写し、営業届出済証明書の写し又は営業許可書の写しなどの
うちいずれか
法人は登記事項全部証明書、商業登記簿謄本の写しなどのうちいずれか
- ④ 60日以上の実績がわかる書類(売上台帳・帳面など)
- ⑤ 給付金の振込先を確認できる通帳等の写し(本人名義のもの)
- ⑥ 本人確認書類(個人事業者の場合)

【お問い合わせ】 飯田市産業経済部 産業振興課 電話 0265-22-4511 (内線 3511~3514)